

**【表紙】**

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書               |
| 【提出先】               | 関東財務局長                      |
| 【提出日】               | 平成24年10月18日                 |
| 【会社名】               | 住信SBIネット銀行株式会社              |
| 【英訳名】               | SBI Sumishin Net Bank, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 川島 克哉               |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都港区六本木一丁目6番1号             |
| 【電話番号】              | (03) 6229 - 1010 (代表)       |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役兼執行役員CFO 山川 彰利           |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区六本木一丁目6番1号             |
| 【電話番号】              | (03) 6229 - 1010 (代表)       |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役兼執行役員CFO 山川 彰利           |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債                          |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 一般募集 15,000百万円              |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                 |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。                 |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月2日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書並びに平成24年10月12日付及び平成24年10月16日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成24年10月18日に振替社債の総額及び利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行社債(短期社債を除く。)  
券面総額又は振替社債の総額の欄  
発行価額の総額の欄  
利率の欄  
利息支払の方法の欄  
欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託  
(1) 社債の引受け  
(2) 社債管理の委託  
欄外注記
- 3 新規発行による手取金の使途  
(1) 新規発行による手取金の額  
欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 券面総額又は振替社債の<br>総額(円) | 金15,000百万円(注)16. |
|----------------------|------------------|

(訂正後)

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 券面総額又は振替社債の<br>総額(円) | 金15,000百万円 |
|----------------------|------------|

発行価額の総額の欄

(訂正前)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 発行価額の総額(円) | 金15,000百万円(注)16. |
|------------|------------------|

(訂正後)

|            |            |
|------------|------------|
| 発行価額の総額(円) | 金15,000百万円 |
|------------|------------|

利率の欄

(訂正前)

|       |   |
|-------|---|
| 利率(%) | 1 平成24年11月2日の翌日から平成29年11月2日まで<br><u>未定(1.10%~1.70%を仮条件とする。)(注)17.</u><br>2 平成29年11月2日の翌日以降<br>別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場にお<br>ける6ヶ月ユーロ円ライパーに(未定)%(2.20%~2.80%を仮条件とする。(注)<br><u>17.)</u> を加算したものとする。 |
|-------|---|

(訂正後)

|       |  |
|-------|--|
| 利率(%) | 1 平成24年11月2日の翌日から平成29年11月2日まで<br><u>年1.43%</u><br>2 平成29年11月2日の翌日以降<br>別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場にお<br>ける6ヶ月ユーロ円ライパーに <u>2.55%</u> を加算したものとする。 |
|-------|--|

## 利息支払の方法の欄

(訂正前)

|         |  |
|---------|--|
| 利息支払の方法 | <p style="text-align: right;">&lt;前略&gt;</p> <p>2 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次の利息支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下、「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下、「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する。以下、「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に(未定)% (2.20%~2.80%を仮条件とする。(注)17.)を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日。以下、「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p> |
|---------|--|

(訂正後)

|         |  |
|---------|--|
| 利息支払の方法 | <p style="text-align: right;">&lt;前略&gt;</p> <p>2 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次の利息支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下、「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下、「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する。以下、「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に2.55%を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日。以下、「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p> |
|---------|--|

## 欄外注記

(訂正前)

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下、「JCR」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成24年10月18日に取得する予定である。
- <中略>
16. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であるが、需要状況等を勘案したうえで増減することがあり、平成24年10月18日に正式に決定する予定である。
17. 利率及び加算するスプレッドについては、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成24年10月18日に決定する予定であります。

(訂正後)

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下、「JCR」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成24年10月18日付で取得している。
- <後略>

(注) 16. 17. の全文削除

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1)【社債の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所                | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|------------|-------------------|---------------|---|
| 株式会社SBI証券  | 東京都港区六本木一丁目6番1号   | 未定            | 1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。<br>2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき50銭とする。 |
| 大和証券株式会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |               |   |
| 計          | -                 | 15,000        | -   |

(注) 1. 引受人の氏名又は名称及び引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、平成24年10月18日に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 各引受人の引受金額については、平成24年10月18日に決定する予定であります。

3. 引受金額の合計は、有価証券届出書提出日現在の見込額であり、平成24年10月18日に正式に決定する予定であります。

4. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社に内定している株式会社SBI証券の親法人等に該当します。当社は、SBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下、「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下、「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。

5. 内定しております引受人のうち、株式会社SBI証券は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託します。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：住信SBIネット銀行株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行います。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所                | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|------------|-------------------|---------------|---|
| 株式会社SBI証券  | 東京都港区六本木一丁目6番1号   | 12,000        | 1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。<br>2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき50銭とする。 |
| 大和証券株式会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 3,000         |   |
| 計          | -                 | 15,000        | -   |

(注) 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社である株式会社SBI証券の親法人等に該当します。当社は、SBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下、「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下、「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が主幹会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

2. 引受人のうち、株式会社SBI証券は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託します。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：住信SBIネット銀行株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行います。

(注) 1. 2. 3. の全文削除及び4. 5. の番号変更

(2) 【社債管理の委託】

欄外注記

(訂正前)

(注) 社債管理者及び委託の条件については、上記のとおり内定しているが、平成24年10月18日に社債管理委託契約を調印する予定であります。

(訂正後)

(注) の全文削除

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

欄外注記

(訂正前)

(注) 上記の金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であり、平成24年10月18日に正式に決定する予定であります。

(訂正後)

(注)の全文削除